

議案第42号

阿見町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について

阿見町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例を次のように定める。

令和8年6月2日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例

(町長の給料に関する特例)

第1条 令和8年7月1日から同月31日までの間における町長の給料月額は、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年阿見町条例第71号。以下「常勤特別職給与条例」という。)第3条の規定にかかわらず、常勤特別職給与条例別表第1町長の項給料月額の欄に定める額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(副町長の給料に関する特例)

第2条 令和8年7月1日から同月31日までの間における副町長の給料月額は、常勤特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、常勤特別職給与条例別表第1副町長の項給料月額の欄に定める額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(適用除外)

第3条 前2条の規定は、市町村職員退職手当条例(昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第22号)の規定により支給する手当の算定の基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。

阿見町特別職の職員で常勤のものゝ給料の特例に関する条例の制定についての概要

第 1 条

本則

- (1) 第 1 条 町長に係る令和 8 年 7 月の給料月額
- | | | |
|----|-------|--|
| 町長 | 現行 | 722,000 円 |
| | 特例適用後 | 649,800 円 (減額分 <u>10/100</u> 72,200 円) |
- (2) 第 2 条 副町長に係る令和 8 年 7 月の給料月額
- | | | |
|-----|-------|--|
| 副町長 | 現行 | 585,000 円 |
| | 特例適用後 | 526,500 円 (減額分 <u>10/100</u> 58,500 円) |
- (3) 第 3 条 第 1 条及び第 2 条による給料月額の減額については、退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

附則

- 第 1 項 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 第 2 項 この条例は、令和 8 年 7 月 31 日限り、その効力を失う。